

農地転用許可申請（農地法第4条・第5条）添付書類

農地の転用は明確な目的がないと許可が出ませんので、その目的を確実に実行することを確認するため、次の書類の添付をお願いしています。

	添付書類	内容及び説明	発行機関等
1	農地法第4条・5条許可申請書	本人又は代理人が記入	農業委員会
2	委任状及び確認書	行政書士が代理申請する際には添付	
3	所有者の住所の履歴の分かる住民票または戸籍の附票	登記事項証明書の所有者住所と現住所が異なる場合	住民課総合案内等
4	土地登記全部事項証明書	申請時に3ヶ月以内のもの *オンライン発行不可	法務局
5	法人登記事項証明書または法人定款(写)もしくは寄附行為(写)	申請人が法人の場合 *(写)は原本証明されたもの	法務局等
6	字 図	申請地周辺の地目・所有者等を記載 *オンライン発行不可	法務局
7	位置図・住宅地図	申請地の場所のわかる地図	
8	隣接農地同意書	申請地の隣接農地所有者及び耕作者の同意書	農業委員会
9	土地改良区意見書	申請地を所管する土地改良区の意見書	土地改良区
10	同意書及び承諾書	申請地が水利組合、水路組合等に属している場合	様式任意
11	抵当権者等同意書	仮登記・抵当権等が設定されている場合	様式任意
12	排水同意書・排水計画書	排水放流先の同意書、排水経路を記載 (配置図に併記可)「合併処理槽により処理する」等記入	様式任意
13	配置図・平面図・立面図	建物の建築をとまなう場合(面積・位置等を記載)	
14	土地利用計画図(配置図)	建造物がない場合(駐車場・資材置場等)	
15	資金調達明細書	資金証明書及び見積書に合わせて記入	農業委員会
16	見積書	造成費・建築費等が明細で確認できること 着工日が有効期限内であるもの	
17	資金調達明細書を証明する書類 (*詳細についてはおたずねください)	金融機関の融資証明書又は融資可能額証明書	金融機関等
		金融機関の残高証明書 (証明日*が申請日から30日前の日以降のもの) *証明日は、「金融機関の発行日」ではありません。	金融機関等
		預貯金通帳の表紙及び最終ページの写し (最終記載事項の年月日が申請日から30日前の日以降のもの)	
		Web口座の残高がわかる書面(web画面の印刷物等)	
		補助金の内示通知(写) 等	
18	売買(貸借・贈与)契約書(写)	土地の売買(貸借・贈与)を伴う転用申請する場合	
19	開発行為の許可の申請書(写)	開発行為の許可が必要な場合	
20	宅地建物取引業者免許証(写)	宅地分譲の転用の場合	
21	始末書	事前着工の場合に添付	
22	他の法令の確認書類	他の法令による許認可証明や手続き中である旨の証明	
		公有財産管理者の同意(道路・水路の占用許可等)	
23	その他の書類	上記以外にも転用の内容によっては必要な書類、図面等の添付があります。	

- 【補足】
- * 5条転用者の住所が玖珠町以外の場合、申請時に住所氏名が確認できるもの(免許証等)の提示をお願いします。
 - * 農業振興地域の農用地区域(農振)については、事前に農林課で確認し、除外や変更の決定後に、転用申請を提出してください。

- ※ 申請書類は正副2部作成(副はコピーで可)してください。
- ※ 申請書の提出期限は毎月末日(末日が土・日・祝日の場合には、その前の開庁日)です。提出期限は月により変わりますので、必ず事務局で確認してください。
- ※ 申請提出後、農業委員との現地確認に立会っていただきます。

【問合せ先】 玖珠町農業委員会事務局
電話 0973-72-1175

《申請書添付書類記載の留意事項》

申請面積がその申請目的実現のため必要最小限度の面積であること。

住宅用地

- ・申請面積は、申請目的実現のため必要最小限度の面積とすること。
 - *法令等の許認可等の見込みがあること。
 - *敷地面積の目安は、一般個人住宅500㎡以内、農家住宅は1,000㎡以内

資材置場

- ・必要な資材の量から算定して必要最小限の面積とすること。
- ・配置図には具体的な資材配置、及び資材名を記入すること。
- ・資材置場を必要とする理由書を添付すること。
- ・現在の資材置場等の面積及びその利用状況
- ・現在の事業所等との位置関係

駐車場

- ・必要な駐車台数から算定して必要最小限の面積とすること。
- ・土地利用計画図等に具体的な駐車台数を記載すること。
- ・駐車場を必要とする理由書を添付すること。
- ・申請地周辺の駐車場の需要状況

植林

- ・植林をしなければならない理由書を添付すること。
- ・土地利用計画図等に具体的な植林本数、植種を記載すること。
- ・周辺農地への日照・通風等の影響を考慮すること、隣接農地所有者の同意を得ること。
 - ※「山林」への地目変更については、法務局に相談してください。

その他

- ・都市計画法等の開発許可を必要とする場合は、同許可の見込みが必須です。
- ・添付書類・留意事項は転用内容によって変わる場合があります。

《転用事業申請に係る留意事項》

- ①農業振興地域の農用地区域外でない農地の転用はできませんので、確認してください。
(一時転用や農業用施設等を除く)
- ②申請書に記載された事業計画(転用目的、施設の配置、着工及び完工の時期等)に従って実施すること。※許可日より前に着工することはできません。
- ③一時転用の場合は、申請書に記載された事業の完了日までに農地に復元すること。
- ④上記②③を遵守しない場合は、文書等による督促や指導を行います。その指導でも実施しない場合は、勧告、許可取消、原状回復等の措置を講ずることがあります。
- ⑤許可後、事業計画等に変更しようとする場合は、遅滞なく農業委員会事務局に相談してください。